

基準指数において並んだ場合のみ、以下の選考指数を考慮して選考を行う。

就労等の状況	単身赴任	+2
	保護者が夜勤を伴う変則勤務	+1
	保護者が一宮市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所で勤務する保育士、保育教諭である（就労予定求職中も含む）	+5
	産休・育休明けで入所（自営中心者を含む）	+2
	出産予定月とその前月の入所	+3
	居宅内自営で店舗を構えていない	-1
世帯の状況	転居に伴う転園（市外からの転居を含む）	+2
	兄弟で同一の保育所を希望する（転園含む）	+3
	多胎児が入所を希望する場合	+2
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要	+10
	ひとり親世帯	+10
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	+4
	生活保護世帯（就労による自立支援）	+3
	入所児童が10(5)①～④に該当する場合	+1
	祖父母など親族の助けがある	-1
施設の設置者（公立を除く）が保育の必要性を認める場合		+5
その他、一宮市長が保育の必要性を認める場合		+10
<p>I 基準指数、選考指数で並んだ場合は以下の順に考慮して選考を行う。</p> <p>① 災害 ②居宅外労働 ③疾病・障害 ④介護 ⑤居宅内労働 ⑥出産 ⑦就学 ⑧育児休業中⑨求職中</p> <p>II Iの②または⑤について並んだ場合、勤務実績等、過去の実績があるものを優先する。</p> <p>III IIでさらに並んだ場合、待機期間について長い世帯を優先する。</p> <p>IV IIIでさらに並んだ場合、希望園の順番、送迎手段・勤務地・勤務形態等について総合的に判断し決定する。</p>		